

意見書案第 12 号

地方における女性デジタル人材育成の強力な推進を求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年10月11日

福岡市議会

議長 伊藤嘉人様

提出者 福岡市議会議員

勝山信吾

はしだ和義

田中たかし

大坪真由美

森あやこ

近藤里美

尾花康広

倉元達朗

地方における女性デジタル人材育成の強力な推進を求める意見書

女性デジタル人材の育成は、女性の経済的自立に向けて成長産業への円滑な労働移動を図る観点や、デジタル分野におけるジェンダーギャップの解消を図る観点から極めて重要です。政府は本年4月26日、「女性デジタル人材育成プラン」を取りまとめ、就労に直結するデジタルスキルの習得や、柔軟な働き方を可能とする就労環境の整備の両面から支援し、女性デジタル人材育成の加速化を目指すこととしました。

地方でもデジタル化が進むことにより、東京一極集中による過度な人口の偏在の緩和や、感染症等のリスク低減も図られるとして、本プランには大きな期待が寄せられています。我が国の国際競争力を高め、生産性を向上させる上でも、本プランの着実な遂行と実現が不可欠です。

よって、福岡市議会は、政府が、地方における女性デジタル人材育成を強力に推進するため、次の事項について実施されるよう強く要請します。

- 1 現時点では取組事例が全国的に極めて少ないため、本プランの遂行において、自治体規模に合わせた取り組みやすい参考事例を積極的に発信すること。
- 2 テレワークによるデジタル分野の就労は離れた地域でも可能であることから、テレワークが可能な就労先のあっせん・紹介を全国規模で行えるよう、プラットフォームを構築すること。
- 3 全国どこに住んでいても、また、育児や介護などにより時間的な制約があっても、デジタルスキルを習得してテレワークを活用した就労ができ、サポートを受けながらOJT等による実践的な経験を積むことができる機会を提供すること。
- 4 テレワークの定着・促進に向けた全国的な導入支援体制を早急に整備すること。
- 5 本プランの着実な遂行のための十分な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、
デジタル大臣、デジタル田園都市国家構想担当大臣、
内閣府特命担当大臣（男女共同参画） 宛て

議長 名